

議案第 23 号

松阪市職員退職手当支給条例等の一部改正について

松阪市職員退職手当支給条例（平成 17 年松阪市条例第 64 号）及び松阪市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成 18 年松阪市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

平成 30 年 2 月 14 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

（松阪市職員退職手当支給条例の一部改正）

第 1 条 松阪市職員退職手当支給条例（平成 17 年松阪市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「100 分の 87」を「100 分の 83.7」に改める。

（松阪市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 松阪市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成 18 年松阪市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条第 1 項中「100 分の 87」を「100 分の 83.7」に、「104 分の 87」を「104 分の 83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。